

表B－1－3 施設別財務情報（令和3年度）

施設名称	資産		負債		正味財産
	流動資産	固定資産	流動負債	固定負債	
放牧場（ハズボートセクター）	0	0	871,028	27,385	△281,028
東京ウイメンズプラザ	73,418	0	87,216	8,499	78,117
大田記念館	1,421,987	0	6,299	614	1,415,688
消費生活総合センター	106,156	0	339,172	33,051	△233,017
計量検定所	5,232,335	0	600,819	58,547	4,631,516
東京都江戸東京博物館*	46,208,569	1,669,965	44,538,604	800,273	45,401,434
東京都写真美術館*	4,697,692	559,435	4,138,257	153,267	4,544,425
東京都現代美術館*	23,544,743	741,181	22,803,563	221,701	23,323,043
東京都美術館*	12,911,579	1,183,764	11,727,815	332,654	40,276
東京文化会館*	864,606	675,433	189,173	742,182	18,413
東京芸術劇場*	23,265,822	1,015,701	22,250,122	924,187	22,341,635
東京都庭園美術館*	13,584,772	193,788	13,390,984	177,034	5,188

（単位：千円）

【貸借対照表】

（単位：千円）

【行政コスト計算書】

（単位：千円）

施設名称	収入	費用	収支
放牧場（ハズボートセクター）	284,570	1,417,573	△1,133,003
東京ウイメンズプラザ	18,626	1,073,546	△1,054,920
大田記念館	6,255	48,787	△42,532
消費生活総合センター	11,271	893,065	△797,795
計量検定所	111,472	1,134,594	△1,023,122
東京都江戸東京博物館*	3,239,471	4,433,560	△1,194,089
東京都写真美術館*	1,067,382	1,269,263	△201,881
東京都現代美術館*	1,486,298	2,490,217	△1,003,919
東京都美術館*	1,157,331	1,200,388	△43,058
東京文化会館*	1,607,388	1,767,000	△159,612
東京芸術劇場*	2,650,356	2,700,739	△50,383
東京都庭園美術館*	646,862	671,356	△24,493

*博物館や美術館等の文化施設については指定管理者と都の財務情報を合算して作成

都提供資料より監査人一部改変

平成27年度包括外部監査の意見2－3については、施設別財務情報の公表をもって令和6年2月に改善済となっており、その措置内容は「施設の管理担当部署及び指定管理者と協議しながら検証を重ね、局が所管する全ての施設別の令和3年度決算の財務情報を作成し、令和5年11月に公表した。都民に公開すること、広くその理解を図っていく。」とされている。

イ 監査の結果

生活文化スポーツ局の令和3年度の「施設別財務情報」（都の財務情報と、文化施設については指定管理者である歴史文化財団の財務情報を合算）が令和5年11月に公表されたことで、都民や一般情報利用者は、同局が所管する施設ごとの資産・負債・正味財産・収入・費用・支出の数値を利用できるようになった。しかし、貸借対照表と行政コスト計算書について、資産・負債・正味財産・収入・費用・支出の内訳を示す勘定科目は公表されておらず、例えば、施設別の建

物等の資産の内訳、対外的に負っている債務等の負債の内訳、各施設の収入（入場料、施設利用料、都税、寄附金等）や各施設での費用の内訳についての把握や比較などを、都民や一般情報利用者が行うことができないと考えられる。加えて、令和3年度時点ではスポーツ関連部署は異なる組織であったためスポーツ関連施設は含まれておらず、現行の生活文化スポーツ局としての所管施設全体は網羅されていない形となっている。

以上を踏まえつつ、都における他の財務情報の開示状況を見ると、会計管理局が公表している「東京都の財務諸表（概要版）」では、企業会計の手法にない複式簿記・発生主義による新公会計制度に基づいて作成された都の財務諸表について、「新公会計制度を導入することにより、単式簿記・現金主義による従来の官庁会計制度に比べ、行政運営の結果に関する説明責任をより一層果たすことができ、施策内容の検証など、マネジメントへの活用も可能となる」との趣旨説明とともに、財務諸表のポイント、貸借対照表・行政コスト計算書の主な内容や前年度との比較が説明されている。加えて、財務諸表から分かる指標として、有形固定資産減価償却率（減価償却累計額／有形固定資産の取得原価）などの指標の10年間の推移と共に都の分析・評価結果が公表されている。

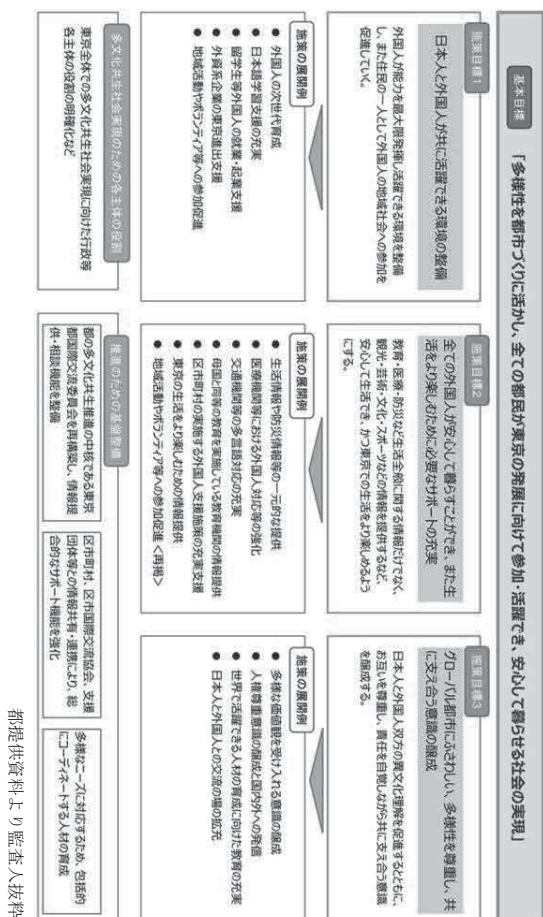
また、建設局では、政策連携団体の財務情報を含めた駐車場・公園・動物園・霊園に係る施設別財務情報を公表しており、貸借対照表の固定資産や負債、行政コスト計算書の行政収入や行政費用について、以下のような勘定科目が区分掲記されている。

- ・貸借対照表
固定資産：有形固定資産・無形固定資産・その他（重要物品、建設仮勘定等）
負債：都債・借入金等、賞与引当金、退職給与引当金
- ・行政コスト計算書
行政収入：利用料・使用料・手数料等、その他（分担金・負担金・諸収入等）
行政費用：給与関係費、物件費、維持補修費、補助費等、投資的経費、その他（扶助費、減価償却費等）

しかし、貸借対照表と行政コスト計算について、資産・負債・正味財産・収入・費用・支出の内訳を示す勘定科目は公表されておらず、例えば、施設別の建物等の資産の内訳、対外的に負っている債務等の負債の内訳、各施設の収入源（入場料、施設利用料、都税、寄附金等）や各施設での費用の内訳についての把握や比較などを、都民や一般情報利用者が行うことができないと考えられる。加えて、令和3年度時点ではスポーツ関連部署は異なる組織であったためスポーツ関連施設は含まれておらず、現行の生活文化スポーツ局としての所管施設全体は網羅されていない形となっている。

作成する上では、より理解に資するよう貸借対照表と行政コスト計算書の勘定科目について、例えば、建物等の資産の内訳、対外的に負っている債務等の負債の内訳、主要な収入源（入場料、施設利用料、都税、寄附金等）、主要な費用の内訳をより明確に開示することを検討されたい。また、「利用者1人当たりのコスト」、「固定資産の老朽化率」などの指標も併せて開示するなど、都民や一般情報利用者の目線に寄った公表内容も検討されたい。

図B-2-1 多文化共生推進指針の概要



第一の施策目標は、「日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備」である。展開例としては、外国人の次世代育成や日本語学習支援の充実等が挙げられている。

第二の施策目標は、「全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実」であり、具体的な施策として、生活情報や防災情報等の一元的な提供や区市町村の実施する外国人支援施策の充実支援を例に挙げている。

第三の施策目標として、「グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成」が掲げられており、世界で活躍できる人材の育成に向けた教育の充実や多様な価値観を受け入れる意識の醸成などを施策の展開例としている。

また、指針では、各主体（都、区市町村、国などの行政や、関連団体や都民、企業など）の役割分担を明確にするとともに、推進体制の整備を進めていくことについても言及されている。

指針の改定については、生活文化スポーツ局が設置する多文化共生推進委員会にて令和5年度より検討が実施されている。多文化共生推進委員会は、外国人に係る都の施策の推進に関する事項について検討し、生活文化スポーツ局長に進言及び助言するものとされ、外国人及び日本人の学識経験者、NGO等で構成されている。

イ 監査の結果

多文化共生推進指針について、指針がどのように多文化共生社会実現に向けた事業に活用されているか、また、指針の効果検証がなされているかを確かめる観点から、令和5年度の取組について担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

まず、指針の活用に関して担当者にヒアリングを実施したところ、指針は都の多文化共生社会づくり推進のための基本的な考え方を示したものであり、生活文化スポーツ局は、指針に掲げる基本目標及び施策目標に基づき、多文化共生社会づくりの施策を展開しているとの回答があった。一方、指針に記載のある施策は一例であって、全ての施策を実施するものではないとのことであった。

また、指針の効果検証を実施しているか若しくは実施予定であるかに関して担当者にヒアリングを実施したところ、基本的な考えを示したものであり、そもそも指針には効果検証の視点は入っていないとのことであった。また、施策は様々な局にまたがっており、総括自体も難しく、各事業で効果検証すべきと考えているとのことであった。

さらに、指針は作成から8年以上が経過していることから、記載項目の見直しが検討されているかについて質問を行ったところ、近年の在住外国人を取り巻く社会情勢や生活環境等の変化を踏まえ、現在、多文化共生推進委員会において指針の見直しについて議論しているとのことであった。

一方、多文化共生推進委員会について、令和5年度の議事録及び会議資料を確認したところ、会議資料には、「都の主な多文化共生施策（全体像）」として施策の一览は記載されているものの、委員会の場で全ての事業に関して網羅的に議論することは困難であると考えられる。

（意見2－1）多文化共生推進委員会への情報提供について

担当者によると、多文化共生推進指針は、都の多文化共生社会づくり推進のための基本的な考え方を示したものであり、指針に掲げる基本目標及び施策目標について効果検証の視点は入っていないとのことである。また、施策は様々な局にまたがっており、総括自体も難しく、各事業で効果検証すべきと考えているとのことであり、こうした指針の性質からすると、指針そのものの効果検証が困難という点は否めない。

他方、都の多文化共生施策の推進に関する事項について検討し、生活文化スポーツ局長に進言及び助言するものとして多文化共生推進委員会があり、多文化共生推進指針が効果検証にじまないとしても、同委員会の機能を充実させることは重要であると考えられる。

ここで、令和5年度の委員会の資料を確認すると、「都の主な多文化共生施策（全体像）」として施策の一览が記載されているものの、委員会の中で全ての事業に関して網羅的に議論することは困難である。そのため、例えば「コミュニケーション支援」「外国人の生活支援」といった分野ごとに都の取組の内容や進捗状況、課題などを委員会の場で紹介することで、今後の施策の検討に有意義なフィードバックを得ることができると考えられる。

したがって、多文化共生推進委員会の機能をより充実したものとできるよう、多文化共生推進委員会における都からの情報提供を拡充させることを検討されたい。

（2）太田記念館の運営

ア 概要

太田記念館は、故太田宇之助氏が日中友好に役立てることを目的として都に寄贈した土地に建設した留学生宿舍である。

平成2年4月の開設後、北京市との交流事業の一環として、北京市出身の留学生を受け入れてきた。平成14年度からは、この趣旨を発展させ、他のアジア諸都市との友好も図るため、アジア諸都市出身の留学生も受け入れられている。

太田記念館の令和3年度から令和5年度までの収支実績は、以下のとおりである。

表B－2－1 太田記念館の収支実績（令和3年度～令和5年度）

（単位：円）

区分	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳出	太田記念館建物維持管理			
	一般需用費	3,695,359	4,699,680	3,468,074
	役務費	122,350	115,752	269,526
	備品購入費	0	413,600	0
	委託料	39,820	38,720	14,190
	会館管理運営委託	22,536,019	22,834,130	24,184,380
	委託料	22,536,019	22,834,130	24,184,380
歳入	合計	26,393,548	28,102,212	27,936,170
	特定財源内訳	6,255,362	7,773,370	7,526,307
	財産収入	5,803,200	7,147,700	6,908,600
	諸収入	452,162	625,670	617,707
	合計	6,255,362	7,773,370	7,526,307

都提供資料より監査人作成

歳出は、外部業者への管理運営業務の委託が大部分を占めている。
歳入は、宿舍の利用者による賃借料の支払が財産収入として計上されている。
また、宿舍の稼働状況は以下のとおりである。

表B－2－2 太田記念館の稼働状況（令和3年度～令和5年度）

（単位：人）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員（a）	41	41	41	41	41
入居者数（b）	40	6	12	22	20
稼働率（b/a）	98%	15%	29%	54%	49%

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

太田記念館の財務状況を確認すると、歳出に対して歳入が少なく、令和4年度及び令和5年度は、賃貸料を主とする歳入が歳出の3割程度となっている。

そこで、賃貸料の算定の考え方について担当者にヒアリングを実施したところ、周辺の留学生宿泊施設の利用料との均衡を考慮しつつ、満室の場合に委託費等の2分の1の水準となるように設定しているとのことであった。

また、太田記念館の稼働状況が、現状おおよそ半数程度しか入居がない点について見解をヒアリングした。担当者によると、新型コロナウイルス感染症の影響で留学生の人数が大きく減少し、その影響で一時的に稼働率が著しく減少したものの、現在は回復途上であるとのことであった。

これらについては、以下の2点において課題があると考えられる。

まず、賃貸料の水準について、委託費等の2分の1の水準を一貫して用いていることだが、日本での生活における経済的負担を軽減し、安心して充実した留学生生活を送ってもらうという留学生寮の趣旨を踏まえた上で、歳出の超過分は政策的に徴収しないと決定する範囲が生じること自体は一定の合理性がある。しかし、現在の賃貸料は満室を想定した水準であるため、近年稼働率が5割を下回っており、2分の1の水準を満たせない状況にある。上記のとおり、令和4年度及び令和5年度は、賃貸料を主とした歳入が歳出の3割程度となっている。

また、稼働率についても、新型コロナウイルス感染症の影響はあったにせよ、令和4年から令和5年度においては人流の回復がみられていることから、稼働率の低下については新型コロナウイルス感染症の影響以外の要因を十分検討し、対応を行う必要があるものと考えられる。

（意見2－2）太田記念館の賃貸料及び稼働率について

太田記念館における賃貸料の水準について、委託費等の2分の1の水準を一貫して用いている。日本での生活における経済的負担を軽減し、安心して充実した留学生生活を送ってもらうという留学生寮の趣旨を踏まえた上で、歳出の超過分は政策的に徴収しないこと自体に異論はない。しかし、現在の賃貸料は満室を想定した水準であるため、近年稼働率が5割を下回っており、2分の1の水準を満たせない状況にある。

また、稼働率についても、新型コロナウイルス感染症の影響はあったにせよ、令和4年度から令和5年度においては人流の回復がみられていることから、稼働率の低下については新型コロナウイルス感染症の影響以外の要因を十分検討し、対応を行う必要があるものと考えられる。

したがって、今後の賃貸料の算定に当たっては、改めて考え方を整理するとともに、太田記念館の本来の設立目的を達成した上で、稼働率の向上に向けて有効な取組を検討されたい。

2 男女平等に係る施策
(1) 東京都男女平等参画推進総合計画
ア 概要

都は、平成12年3月に東京都男女平等参画基本条例（以下「基本条例」という。）を制定し、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、平成14年1月には、都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定し、以降5年ごとに計画の改定を行い、取組を進めてきた。

令和3年4月、都は知事の附属機関である東京都男女平等参画審議会に対し、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「東京都男女平等参画推進総合計画」（以下「総合計画」という。）の改定に当たったの基本的考え方を諮問し、令和4年1月に答申を受けた。当該答申を踏まえ、令和4年3月に改定版の総合計画が公表されている。

総合計画は、女性活躍推進法第6条に基づく「女性活躍推進計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項に基づく「配偶者暴力対策基本計画」の両計画を合わせて、男女共同参画社会基本法第14条に基づく都道府県男女共同参画計画及び基本条例第8条に基づく行動計画として策定しているものである。

令和4年3月の改定では、「男女平等参画推進に向け、企業の取組を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく」を計画の基本的な考え方とともに、以下3つの柱を掲げ、具体的な施策・事業を都及び都民・事業者の別にまとめている。

- 【第1の柱】ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進
- 【第2の柱】男女平等参画の推進に向けたマイノリティ
- 【第3の柱】配偶者暴力対策

生活文化スポーツ局では、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し公表している。年次報告は、東京都の男女平等参画データ、都民・事業者の取組事業、東京都の男女平等参画施策等で構成されている。

また、都の推進体制は総合計画で以下のとおり定められており、生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課が所管部署となっている。

表B-2-3 東京都男女平等参画推進総合計画における都の推進体制

番号	事業名	事業概要
302	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。
303	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。
304	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等参画の実施状況等を公表する。加えて、データと施策を分かりやすくまとめたパンフレットの作成及び配布を行う。

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 総合計画における局の施策及び数値目標

総合計画は都及び都民・事業者の取組から構成されており、都の施策に関しても各局が所管する施策が挙げられている。また、事業の一部については数値目標と目標年度を定めている。このうち、生活文化スポーツ局が所管する事業についてみると、女性活躍推進計画において生活文化スポーツ局が関連する数値目標は、各局が共通で取り組む「審議会等における女性委員の任用率 40%以上」（目標年度：令和4年度末）のみである。

番号	事業名	数値目標	目標年度	令和4年度実績
222	審議会等への女性委員の任用促進	審議会等における女性委員の任用率 40%以上	令和4年度末	45.7% (令和5年4月1日現在)

総合計画の女性活躍推進計画において生活文化スポーツ局が所管する事業には、例えば以下のようなものがある。

番号	事業名	事業概要
181	区市町村への支援	区市町村支援の一環として、区市町村と連携し、住民向けの普及啓発を行う。
224	防災（語学）ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、「東京都防災（語学）ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備する。
266	シニアスポーツ振興事業	高齢者のスポーツ実施率向上を図り、その健康維持・増進に寄与することを目的に、高齢者を対象としたスポーツ振興事業を実施する。

また、総合計画には、「未来の東京」戦略に記載のある数値目標として総合計画に関連があると思われる数値目標が列挙されているが、当該数値目標が総合計画及びその事業・数値目標とどのように関連しているかが記載されていない。「未来の東京」戦略は基本的に令和12年（2030年）までを計画期間とする基本計画である一方、総合計画は令和8年度（2026年度）までを計画期間とするため、目標期間も異なる。

他方、配偶者暴力対策基本計画に関しては、生活文化スポーツ局が所管する数値目標は、以下のとおりである。

番号	項目	数値目標	目標年度	令和5年度実績
1	区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数	27団体	令和8年度末	20団体
2	配偶者暴力相談支援センター整備促進等に向けて、訪問して働きかけを行う区市町村数	年間目標 20団体	-	19団体

配偶者暴力対策基本計画に関する数値目標について、担当者に目標の根拠をヒアリングしたところ、区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数については、計画策定時、設置済17団体と検討の考えがある10団体を合わせた27団体を、令和8年度までの目標としたことであった。

また、配偶者暴力相談支援センター整備促進等に向けて、訪問して働きかけを行う区市町村数については、計画策定時、配偶者暴力対策の庁内連絡会議を設置している47団体から上記の27団体を除いた20団体を目標としたことであった。

（意見2－3）東京都男女平等参画推進総合計画における女性活躍推進計画の数値目標について

東京都男女平等参画推進総合計画における女性活躍推進計画では、生活文化スポーツ局が関連する数値目標は各局が共通で取り組む「審議会等における女性委員の任用率40%以上」（目標年度：令和4年度末）のみである。

事業ごとの進捗管理及び計画期間終了後の評価を行い、以後の計画を改善するというPDCAサイクルが確実に回るようにするためには、個々の事業に可能な限り定量的な目標を設定し、目標値と実績値との乖離を把握することが必要となる。また、総合計画にも記載のとおり、都民に分かりやすい目標を設定し、東京都男女平等参画基本条例に基づいて、年次報告を作成し公表することで計画に対する都民・事業者の理解の促進や取組の活性化にもつながるものと思われる。

目標の設定に際しては、事業の結果としてのアウトプット指標、事業の成果としてアウトカム指標の両方を設定することが一般的には望ましい。一方で、総合計画は都のみならず都民・事業者が主体として事業を構成するものであるため、都が政策目標を立てて主体的に行うものと、都及び都民・事業者全体の事業活動の結果として成果が表れるものがあり、アウトプット指標やアウトカム指標を設定できる事業と設定が困難な事業とが存在することを考慮することが求められる。

したがって、より有効なPDCAサイクルの仕組みを構築し、都民の理解を促進する観点から、事業ごとの性質に応じて可能な限り目標設定を行うことを検討されたい。

（意見2－4）東京都男女平等参画推進総合計画と「未来の東京」戦略の関連性について

東京都男女平等参画推進総合計画には、「未来の東京」戦略に記載のある数値目標として総合計画に関連があると思われる数値目標が列挙されているが、当該数値目標が総合計画及びその事業・数値目標とどのように関連しているかが明記されていない。

「未来の東京」戦略は基本的に令和12年（2030年）までを計画期間とする基本計画である一方、総合計画は令和8年度（2026年度）までを計画期間とするため、目標期間も異なる。しかし、政策目標やその実現に向けた施策は都民に対して整合的に示されることが望ましい。

現状はそれぞれの計画の数値目標が並列されており、相互の関連性が明確でないと言えるため、両計画の位置付けと関連性が都民の目線から明瞭となるよう、総合計画において整理し説明を加えることを検討されたい。

（イ）年次報告

総合計画における数値目標の達成状況を含む都の男女平等参画施策の実施状況報告は、年次報告として都のホームページに公表されているが、現在公表されているものは令和3年度が最新となっており、令和4年度及び令和5年度は計画値として女性活躍推進関連の主な施策、男女平等参画事業一覧が公表されているにとどまる。

今後の公表予定について担当者に確認したところ、現在内容の精査中で具体的な公表予定は未定とのことであった。

(意見 2－5) 東京都男女平等参画推進総合計画における年次報告について

東京都男女平等参画推進総合計画における数値目標の達成状況を含む都の男女平等参画施策の実施状況報告は、年次報告として都のホームページに公表されているが、現在公表されているものは令和3年度が最新となっており、令和4年度及び令和5年度は計画値として女性活躍推進関連の主な施策、男女平等参画事業一覧が公表されているにとどまる。

年次報告においては、都民・事業者の取組実績は令和5年度まで公表されており、都の取組実績が公表されていない現状は、都民・事業者による計画やその進捗に対する理解の観点からも、計画に対する都の取組姿勢を示す観点からも妥当でない。

したがって、令和4年度及び令和5年度における各局の事業実績を取りまとめ、早急に公表することを検討されたい。

(ウ) 生活文化スポーツ局の総合調整機能

総合計画において、都における計画の推進体制は以下のとおり定められており、生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課が所管部署となっている。

番号	事業名	事業概要
302	男女平等参画審議会 の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。
303	男女平等参画推進会議 の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。
304	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。加えて、データと施策を分かりやすくまとめたパンフレットの作成及び配布を行う。

ここで、総合計画における数値目標や事業の策定に係る所管局としての役割について担当者にヒアリングを実施したところ、基本的には各局が所管する計画等における男女平等参画関連施策やその目標を照会し、計画に盛り込むことが可能と回答があった事業を3本の柱の各項目に分類して計画を構成しているとのことであった。

(意見 2－6) 東京都男女平等参画推進総合計画における局の役割について

担当者によると、東京都男女平等参画推進総合計画における都の数値目標や事業の策定に係る所管局としての役割は、基本的には各局が所管する計画等における男女平等参画関連施策やその目標を照会し、計画に盛り込むことが可能と回答があった事業を3本の柱の各項目に分類して計画を構成しているとのことである。

各局の事業は、それぞれの局が所管する計画等に由来するものであるため、総合計画の所管が生活文化スポーツ局であるとはいえず、一方的に他局における事業の改廃や数値目標の設定を促すまでの役割を果たすことは難しいと思われる。

しかし、単純に各局の計画等に由来する事業を合算するのみでは、各施策が総合計画の政策目標を達成する上で効果的かつ効率的な編成となっているか評価することが困難である。

そのため、制度所管局である生活文化スポーツ局が、各局の事業を3本の柱の各項目に分類するだけではなく、そこから一歩進み、都内部における計画の取りまとめ及びPDCAサイクルの実施に際して主体的に総合調整機能を果たしていく必要があると考えられる。

したがって、次期計画の改定に当たっては、局として一層の取組を検討されたい。

(2) 女性も男性も輝くTOKYO会議

ア 概要

生活文化スポーツ局は、東京都男女平等参画推進総合計画（以下「総合計画」という。）の推進に関して、都の男女平等参画の状況に関する調査、情報収集及び分析を行い、その達成状況を把握する第三者機関として、女性も男性も輝くTOKYO会議（以下「輝くTOKYO会議」という。）を設置している。これは「東京都男女平等参画を進める会」及び「東京都女性活躍推進会議」を整理・統合したもので、平成29年度から各年度1回から2回実施されている。

輝くTOKYO会議は、その設置要綱で以下の所掌事項を挙げている。

第2 輝くTOKYO会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の取組及び進行政管理に関すること。
- (2) 総合計画の推進に向けた第三者機関としての達成状況の把握、意見及び助言に関すること。
- (3) 女性活躍推進の気運醸成に向けた情報発信に関すること。
- (4) 女性活躍推進に向けた取組に関する検討及び提案に関すること。
- (5) その他、設置目的の達成のために必要と認められること。

輝くTOKYO会議の委員は、主に男女平等参画分野に関連する業界団体や民間団体に所属する者から構成されており、コーディネーターとして学識経験者も参画している。事務局である生活文化スポーツ局都民生活部の職員、オブザーバーとして総合計画に関連する各局の職員も参加している。

会議の進め方は、女性活躍推進計画及び配偶者暴力対策基本計画の各章をテーマとして設定した上で、事務局である生活文化スポーツ局が事前にコーディネーター及び各委員に概要報告、意見・提案の聴取を行い、会議へ報告する。輝くTOKYO会議は、第三者機関として総合計画の達成状況を把握する。また、生活文化スポーツ局は、概要報告の内容及び会議での意見・提案を公表するとともに、当該年度の事業や翌年度の事業に反映する。

イ 監査の結果

令和5年7月6日に開催された令和5年度第1回輝くTOKYO会議の議事録及び会議資料を確認した結果、次の3点を確認した。

1 点目として、同会議は総合計画の3つの柱のうち【第2の柱】「男女平等参画の推進に向けたマイノリティ」をテーマとしているが、それ以外の柱に関する報告は特段なされていない。確かに女性活躍推進計画及び配偶者暴力対策基本計画の各章、すなわち3つの柱からテーマを設定することは令和4年度第2回輝くTOKYO会議により決定された方針であるが、令和5年度の輝くTOKYO会議の開催実績は1回であり、3つの柱がテーマとして一巡するのに2年以上かかることが想定される。この状況は、総合計画の達成状況をタイムリーに把握するという第三者機関の役割を果たす上で十分とは言えない可能性がある。

2 点目として、総合計画の進捗状況として報告されている現状・課題について、「未来の東京」戦略における数値目標に対する現状の数値が報告されている一方、総合計画に定める数値目標の進捗は特段報告されていない。確かに「未来の東京」戦略における数値目標も総合計画に記載はされているものの、前述のとおり総合計画における数値目標との関連性は明記されていない。輝くTOKYO会議は総合計画の達成状況を把握するための第三者機関である以上、その役割を果たす上では、総合計画の事業として直接数値目標を定めている事業について進捗状況を報告する必要があると言える。

3 点目として、輝くTOKYO会議の議事録には、外部委員の意見・提案が記載されており、過年度の意見・提案が当該年度の事業や翌年度以降の事業にフィードバックされている事例があるものの、それが会議資料として参照できるようになっていない。

(意見2－7) 女性も男性も輝くTOKYO会議におけるテーマ設定について令和5年度第1回女性も男性も輝くTOKYO会議は、東京都男女平等参画推進総合計画の3つの柱のうち【第2の柱】「男女平等参画の推進に向けたマイノリティ」をテーマとしているが、それ以外の柱に関する報告は特段なされていない。令和5年度と同会議の開催実績は1回であり、3つの柱がテーマとして一巡するのに2年以上かかることが想定される。この状況は、同会議が、同計画の達成状況をタイムリーに把握するという第三者機関の役割を果たす上で十分とは言えない可能性がある。

したがって、女性も男性も輝くTOKYO会議が東京都男女平等参画推進総合計画の進捗を適時適切に把握できるよう、事務局として、同計画の達成状況をタイムリーに把握できるように運営方法の見直しをされたい。また、同会議の開催頻度については、開催回数を複数回とすることや、テーマとなっている柱以外にも現状や課題の概要を把握できる会議資料を付すことを検討されたい。

(意見2－8) 女性も男性も輝くTOKYO会議における現状・課題の報告について

女性も男性も輝くTOKYO会議において東京都男女平等参画推進総合計画の進捗状況として報告されている現状・課題について、「未来の東京」戦略における数値目標に対する現状の数値が報告されている一方、総合計画に定める数値目標の進捗は特段報告されていない。確かに「未来の東京」戦略における数値目標も総合計画に記載はされているものの、総合計画における数値目標との関連性は明記されていないため、総合計画の進捗を把握する上で、「未来の東京」戦略における数値目標は必ずしも妥当な指標とは言えないと思われる。

同会議は、総合計画の達成状況を把握するための第三者機関である以上、その役割を果たす上では、総合計画の事業として直接数値目標を定めている事業について、進捗状況を報告する必要がある。

したがって、女性も男性も輝くTOKYO会議に、総合計画において数値目標掲げている事業の進捗状況を報告することを検討されたい。

(意見2－9) 女性も男性も輝くTOKYO会議における外部委員の意見・提案のフィードバックについて

女性も男性も輝くTOKYO会議の議事録には、外部委員の意見・提案が記載されている。過年度の意見・提案を当該年度の事業や翌年度以降の事業にどのように反映したかというフィードバックの事例はあるものの、当該事例について議事録や会議資料において具体的な記載がなされていない。

同会議の機能として、意見・提案を公表するとともに、都や事業者がその意見・

提案を当該年度の事業や翌年度の事業に反映することが挙げられている以上、外部委員が計画の進捗状況を把握した上で発した意見・提案をどのように次のアクションへ反映させたかを明示することは、東京都男女平等参画推進総合計画全体のPDCAサイクルを有効に機能させる上で重要であると考えられる。 したがって、都において女性も男性も輝くTOKYO会議における過去の意見・提案をどのように事業に反映したかというフアードバックの内容を議事録に記載し、公表することを検討されたい。 (3) 男女平等参画施策に係るウエブサイトの運営 ア 概要 都民生活部では、男女平等参画施策の情報提供や、女性活躍推進に向けた機運醸成等の目的から、複数のウエブサイトを運営している。 イ 監査の結果 都民生活部では、男女平等参画施策のため複数のウエブサイトを運営しており、それぞれの役割・機能について担当者にヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。 ・ 東京都女性活躍推進ポータルサイト 都の女性活躍推進に関する情報を紹介するサイト ・ TOKYOライフ・ワーク・バランス 都・国・区市町村等のライフ・ワーク・バランスに関する取組等の情報発信をするサイト ・ TOKYOオメンタークフェ 女性のちよつとした悩みや不安を気軽に都民メンターに相談できるサイト ・ TEAM家事・育児 男性が積極的に家事・育児に取り組む契機となるような具体的な実践方法や意識啓発を促す様々な情報発信をするサイト ・ WILLYキャリッジ 若者が気軽に楽しみながらキャリアデザインを知るための情報発信をするサイト なお、令和5年度に各サイトの役割の見直しを実施した結果、上記のうち「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」及び「WILLYキャリッジ」は、都民生活部が運営している他のサイトと内容が重複しているため、運営を終了している。 各サイトの開設を検討するに当たって既に都が運営しているサイトの内容や	役割と比較し重複の有無を確認する手順について担当者にヒアリングを実施したところ、特段の手順はないとのことであった。 また、「東京都女性活躍推進ポータルサイト」の運営終了に伴い、都の男女平等参画施策に係るポータル機能を果たすサイトは都の男女平等参画のホームページとなっているが、同サイトでは各種リンクが一覧されているものの、それぞれのリンク先でどのような情報が得られるかという記載に乏しく、都民に対するサイトの機能は、必ずしも十分ではないと考えられる。 (意見2-10) 男女平等参画施策に係るウエブサイトの運営について 事業に係る施策を実施するに当たり、当該施策に関連する情報を広く発信したり収集したりするためにサイトを運営することは有用である。しかし、同様の目的を有したサイトを複数運営することによって、それぞれのサイト間で情報の重複や齟齬が生じ、利用者の利便性を阻害する要因になり得る。また、サイトの運営に必要な予算や人員が分散することになり、効果的・効率的な施策の実施の面からも問題がある。 ウエブサイトの開設に当たっては、既に運営されているサイトとの比較を行い、その内容や役割が重複していないか、確認するポイントを整理することが望ましい。その上で、現行運営するサイトについても、都民の利便性を高めるために、それぞれのサイトでどのような情報が得られるかという記載を、都のホームページ運営方針の範囲内で充実させることを検討されたい。
--	---

3 東京ウイメンズプラザの運営
(1) 計画及び目標管理
ア 概要

東京ウイメンズプラザ処務規程第9条において、東京ウイメンズプラザ所長は、毎年3月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、生活文化スポーツ局都民生活部長（以下「都民生活部長」という。）の承認を受けなければならないと定められている。

年間事業計画の具体的な内容は、東京都男女平等参画推進総合計画（以下「総合計画」という。）に記載の事業と紐づいており、総合計画の年次報告における都の男女平等参画事業一覧としてホームページでも公表されている。

また、同規程第10条において、所長は、前月分の事業の実績及び概要を都民生活部長に報告することとされている。東京ウイメンズプラザでは、当該規定に基づき、毎月の各種相談件数及び施設の利用率を同一の表で報告している。

イ 監査の結果

(ア) 東京ウイメンズプラザの事業計画について

東京ウイメンズプラザの年間事業計画は、総合計画に記載の事業と紐づいているため、総合計画のうち東京ウイメンズプラザの事業と記載されている箇所を閲覧し、東京ウイメンズプラザ全体の事業に係る進捗管理に資する内容となっているかを確認した。

総合計画における女性活躍推進関連施策において、東京ウイメンズプラザに関連する事業は、以下のとおりである。

表B-2-4 東京都男女平等参画推進総合計画における
東京ウイメンズプラザに関連する事業

番号	事業名	事業概要	令和5年度事業規模
189	インターネットによる情報提供	「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、効果的な情報発信を行っていく。加えて、東京ウイメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込みや図書類の予約・検索サービスを実施する。	・Web サイト「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、情報を発信 ・ホームページ、エックス等を利用して、情報提供する。
191	東京ウイメンズプラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供する。	蔵書数 約7.0万冊

番号	事業名	事業概要	令和5年度事業規模
192	女性団体との交流	都民・団体・行政が交流を深めながら、男女平等参画社会の実現について考える場を提供する。	東京ウイメンズプラザオープンルーム 年1回
212	自主学習活動の支援	東京ウイメンズプラザの施設の活用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援する。	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸出等
299	男女平等参画に関する総合相談	東京ウイメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み・相談、法律に関する相談など総合相談を実施する。	・総相談件数 28,000件 (DV相談 5,000件含む) ・一般相談 ・特別相談 ・男性相談

都提供資料より監査人作成

ここで、上記施策については、東京ウイメンズプラザの運営に係る目標管理という観点から、掲載されている事業について、総合計画の性質上、定量的な目標がないものが散見される。

(意見2-11) 東京ウイメンズプラザの計画及び進捗管理について

東京ウイメンズプラザの事業計画は、東京都男女平等参画推進総合計画に記載の事業と紐づいているが、総合計画においては、その性質上、数値目標や定量化された事業規模の記載も限定的である。

この点、組織としての東京ウイメンズプラザの計画及び進捗管理を考慮した場合、東京ウイメンズプラザの事業計画と総合計画の記載事項を同一のものとして捉えると、定量的な目標設定が十分ではないと考えられる。

東京ウイメンズプラザの事業を網羅的に総合計画に掲載することは難しいと考えられるが、定量的な目標設定が可能な事業については、事業計画において目標設定を行うことが、PDCAサイクルの実施に資するものと考えられる。

したがって、東京ウイメンズプラザ処務規程に基づく事業計画について、上記の視点を踏まえて策定することを検討したい。

(イ) 東京ウイメンズプラザの事業報告

東京ウイメンズプラザの事業報告は、東京ウイメンズプラザ処務規程によれば、前月分の事業の実績及び概要を都民生活部長に報告することとされている。東京ウイメンズプラザでは、当該規定に基づき、毎月の各種相談件数及び施設の利用率を同一の表で報告している。

監査人が令和5年度の事業報告を閲覧したところ、相談件数及び施設の利用率が記載されており、前年度同月比の増減は記載されているものの、前年度から

の増減理由や推移の分析は特段なされていない。

(意見２－１２) 東京ウイメンズプラザの事業報告について

東京ウイメンズプラザの事業報告は、前月分の事業の実績及び概要を生活文化スポーツ局都民生活部長に報告することとされており、同報告には相談件数及び施設の利用率と、それぞれ前年度同月比の増減は記載されているものの、前年度からの増減理由や推移の分析は特段なされていない。

事業報告をより有効に活用する観点から、事業報告を毎月のＰＤＣＡサイクルの実施と位置付け、前年同月や前月の実績と比較して分析を実施することで、次月以降の事業実施に有用な視点が得られるものと思われる。

上記を踏まえ、事業報告のより有効な活用方法について検討されたい。

(2) 施設利用

ア 概要

(ア) 概要

東京ウイメンズプラザは、ホール、会議室、視聴覚室等の施設を、男女平等参画社会の実現のための活動の場として提供している。貸出施設等を使用できる団体・グループは、次の２つの要件を満たすものとされている。

- a 東京都内に活動の拠点があること。
- b 非営利の団体・グループであること。

ただし、ホール及びその附帯設備については、営利団体であっても、営利を目的としていない事業を実施する場合は、使用可能となっている（目的外利用）。令和５年度の総入館者数は 118,771 人、施設別の利用状況は以下のとおりである。

表Ｂ－２－５ 東京ウイメンズプラザの施設利用状況（施設別）

	利用件数（件）	利用人員（人）	利用率（％）
ホール	366	38,852	44.1
視聴覚室	1,534	20,357	52.4
第一会議室	1,076	12,283	55.2
第二会議室	1,048	7,479	54.0
第三会議室	500	2,340	51.3
合計	4,524	81,311	52.0

都提供資料より監査人作成

東京ウイメンズプラザの貸出施設の利用に当たっては、利用団体・グループ登録制度が存在する。以下の登録要件を満たす団体（以下「登録団体」という。）は、施設予約システムによる電子抽選に参加可能となるとともに、同システムにより使用申請を行うことが可能となる。また、登録していない団体・グループより使用申請受付開始月が早くなくなったメリットを享受できる。

- a 東京都内に活動の拠点があること。
- b 非営利団体・グループであること。
- c 男女平等参画に関する活動を行っていること。

令和５年度における利用状況を、団体区分別、目的別で集計した結果は、以下のとおりである。

表Ｂ－２－６ 東京ウイメンズプラザの施設利用状況（団体の登録区分別、目的別）

(単位：件)

	目的内	目的外	全体
登録団体	893	129	1,022
未登録団体	893	773	1,666
都関係団体	212	13	225
合計	1,998	915	2,913

都提供資料より監査人作成

(イ) 施設の利用方法

東京ウイメンズプラザの利用方法については、東京ウイメンズプラザ運営要綱に定められている。

貸出施設等の使用申請受付開始日は以下のとおりであり、登録団体については受付開始日が早くなっている。

表Ｂ－２－７ 東京ウイメンズプラザの貸出施設等の使用申請受付開始日

貸出施設等	使用申請受付開始日
ホール及びその附帯設備	使用月の６月前の月の初日。ただし、登録団体にあっては、使用月の１２月前の月の初日
視聴覚室、会議室、ビデオ編集室、保育室及びそれらの附帯設備	ホールと併せて使用するときは使用月の６月前の月の初日、その他の場合は使用月の３月前の月の初日。ただし、登録団体にあっては、ホールと併せて使用するときは使用月の１２月前の月の初日、その他の場合は使用月の６月前の月の初日

講師控室	ホールと併せて使用するときは使用月の6月前の月の初日、視聴覚室、会議室と併せて使用するときは使用月の3月前の月の初日。ただし、登録団体にあっては、ホールと併せて使用するときは使用月の12月前の月の初日、その他の場合は使用月の6月前の月の初日。単独で使用するときは、使用月の1月前の初日
------	--

都提供資料より監査人作成

貸出施設等を使用しようとする者は、使用申請受付開始日の午後1時以降に、電話により仮予約を行うことができる。また、電話により貸出施設等の仮予約を行った者は、仮予約をした日から2週間後の日（その日が使用日よりも後の場合には、使用日）までに、来館して東京ウイメンズプラザ所長に使用申請書を提出しなければならない。

この際、登録団体は施設予約システムによる使用申請及び電子抽選に参加することができる。登録団体は、使用申請受付開始月の前月20日から電子抽選に応募でき、使用申請受付開始月の初日に抽選結果を確認し、10日以内に使用申請を行う。

一方、登録団体以外は、使用申請受付期間内で貸出施設が空いている場合、利用することができる（空室利用）。具体的には、施設予約窓口へ電話又は来館による仮予約を行い、2週間以内に使用申請を行う必要がある。

使用料の納入期限及び納入方法は、以下のとおりである。期限までに納入がない場合は、申請者の責めにやらない事情等の特別な事情がある場合を除き、予約は取り消される。

貸出施設等	使用料納入期限	納入方法
ホール	・使用日の90日前の日 ・申請日から使用日までの期間が90日に満たない場合は、申請日から14日以内 ・申請日が使用日まで14日以内の場合は、使用日	窓口入金 又は 口座振込
視聴覚室、会議室、ビデオ編集室及び講師控室並びに 附帯施設	使用日	窓口入金

窓口入金は、東京ウイメンズプラザに来所して支払うこととなるが、現金払い以外にキャッシュ決済（クレジットカード、交通系ＩＣカード、ＱＲコード決済）を備えている。

使用申請後、使用料が支払われた後（口座振込により支払われた場合は口座入金を確認した後）に、使用承認書が交付される。

(ウ) 施設の使用料

東京ウイメンズプラザの貸出施設等の使用料は、東京ウイメンズプラザ条例第5条にて別表に定める額の範囲内において規則で定めるとされている。具体的には、東京都ウイメンズプラザ条例施行規則第4条に定められており、以下のとおりである。

表Ｂ－２－８ 東京ウイメンズプラザの施設使用料

・施設使用料

(単位：円)

施設名		全日 9～21 時	午前 9～12 時	午後 13～17 時	夜間 18～21 時
ホール (246 席)	分割しないで使用	146, 200	48, 700	60, 900	60, 900
	分割しないで使用	19, 600	6, 500	8, 100	8, 100
	分割して使用				
視聴覚室 100 名	A	6, 600	2, 200	2, 700	2, 700
	B	6, 600	2, 200	2, 700	2, 700
	C	6, 400	2, 100	2, 700	2, 700
第一会議室 80 名	分割しないで使用	10, 400	3, 400	4, 300	4, 300
	A	4, 800	1, 600	2, 000	2, 000
	B	5, 600	1, 800	2, 300	2, 300
第二会議室 50 名	分割しないで使用	8, 000	2, 600	3, 300	3, 300
	A	3, 500	1, 100	1, 400	1, 400
	B	4, 500	1, 500	1, 900	1, 900
第三会議室（和室） 20 名		3, 500	1, 100	1, 400	1, 400
第一講師控室 4 名		1, 100	300	400	400
第二講師控室 8 名		1, 900	600	800	800
ビデオ編集室		1, 200	400	500	500

・ 附帯設備使用料

(単位：円)

施設名	付帯設備名	全日 9～21 時	午前 9～12 時	午後 13～17 時	夜間 18～21 時
ホール	拡大投影装置 (OHC)	4,500	1,500	1,800	1,800
	映写装置 (ビデオ)	8,300	2,700	3,400	3,400
	映像投影機 (プロジェクター)	13,900	4,600	5,800	5,800
	ビデオカメラ・調整卓	12,800	4,200	5,300	5,300
	ピアノ	7,300	2,400	3,000	3,000
視聴覚室	映写装置 (天吊りプロジェクター、ビデオ)	28,500	9,500	11,800	11,800
	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200
第一会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200
	音響装置	1,500	500	600	600
第二会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200
	音響装置	1,500	500	600	600
第三会議室	卓上映写機 (プロジェクター)	400	100	200	200

東京ウイメンズプラザホームページより監査人作成

(エ) 施設の稼働率

東京ウイメンズプラザにおける貸出施設及び附帯設備の利用率の推移は、表B-2-9及び表B-2-10のとおりである。

表B-2-9 東京ウイメンズプラザの貸出施設利用率の推移

(単位：％)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホール	22.0	38.3	44.1
視聴覚室	35.3	46.0	52.4
第一会議室	32.2	48.3	55.2
第二会議室	34.0	53.1	54.0
第三会議室	31.3	48.3	51.3
合計	32.4	47.5	52.4

都提供資料より監査人作成

表B-2-10 東京ウイメンズプラザの附帯設備利用率の推移

(単位：％)

施設名	付帯設備名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホール	拡大投影装置 (OHC)	3.0	1.2	1.0
	映写装置 (ビデオ)	0.0	0.0	0.0
	映像投影機 (プロジェクター)	55.1	52.6	56.1
	ビデオカメラ・調整卓	0.0	0.0	0.0
	ピアノ	33.8	22.8	20.6
視聴覚室	映写装置 (天吊りプロジェクター、ビデオ)	4.1	5.9	7.1
	卓上映写機 (プロジェクター)	11.9	14.8	13.4
第一会議室	音響装置	13.7	18.4	21.0
第二会議室	音響装置	6.4	10.0	8.6

(注) 卓上映写機 (プロジェクター) は視聴覚室と各会議室の利用実績の合算である。

都提供資料より監査人作成

また、東京ウイメンズプラザにおける貸出施設及び附帯設備の貸出による施設使用料収入の推移は、表B-2-11及び表B-2-12のとおりである。

表B-2-11 貸出施設の貸出による使用料収入の推移

(単位：千円)

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホール	8,946	18,622	16,978
視聴覚室	2,069	2,577	2,756
第一会議室	1,009	1,454	1,773
第二会議室	777	1,142	1,246
第三会議室	346	532	572
第一講師控室	126	147	171
第二講師控室	185	302	310
合計	13,458	24,777	23,806

都提供資料より監査人作成

表B-2-12 附帯設備施設の貸出による使用料収入の推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
付帯設備の使用料収入合計	884	1,500	1,900

(注) 施設予約システムにおいて項目別の集計をしていないため、内訳別の使用料収入は不明。

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 施設の利用方法

貸出施設等の利用方法について、都民の利用のしやすさや効果的かつ効率的な施設運営の観点から、関連規程の閲覧及び実務上の運用に関して担当者にはアリンゴを実施した。

アに記載のとおり、使用料の支払について、ホール以外の利用に関しては窓口での支払となっている。これは実務上、貸出施設等の使用日に来所して支払を行い、そのまま使用承認を得て施設を使用するという流れを想定しているが、仮に事前に支払を行おうとする場合も窓口にて支払を行う必要があり、利用者の利便性と窓口業務の効率化の観点で改善の余地があると判断した。

(意見 2-1-3) 東京ウイメンズプラザの施設利用に係る支払方法について

東京ウイメンズプラザの貸出施設等の使用料の支払について、ホール以外の使用に関しては窓口での支払となっている。これは実務上、貸出施設等の使用日に来所して支払を行い、そのまま使用承認を得て施設を使用するという流れを想定しているが、仮に事前に支払を行おうとする場合も窓口にて支払を行う必要がある。

これでは、使用者の利便性という観点からは、事前支払のために来所することによる移動コストや振込以外の事務処理を行う事務コストを負担させることとなり、東京ウイメンズプラザ側の窓口業務の効率化の観点でも、窓口における現金の準備や精算、管理、預金口座への預入等の事務コストが生じるため、課題がある。

「未来の東京」戦略においても都民が実感できるQOS（クオリティ・オブ・サービス）向上への重点的な改革の推進が強調されており、使用者の利便性の向上は、施設の稼働率向上のみならず、都民やその団体による男女平等参画社会実現に向けた活動の後押しにもつながることとなる。

したがって、東京ウイメンズプラザにおける使用料の支払について、口座振込やクレジットカード払いなど、来所せずとも事前に支払ができるよう、使用者のニーズをアンケートなどで把握し、それに応じて運営要綱の改定やオンライン決済手段の導入を検討されたい。

(イ) 施設の稼働率について

東京ウイメンズプラザの貸出施設等の稼働率については、平成27年の包括外部監査報告書において以下の意見が付されている。

(意見 2-1-6) 貸出施設の利用率について

東京ウイメンズプラザでは、ホールや会議室等の貸出事業を実施しているが、その施設全体の利用率がここ数年 60%前後と低迷しているため、この利用率を改善すべく、ホームページのデザインを一新するなどの対策を講じている。しかしながら、その貸出施設が好立地であり、平成27年度において利用率の上昇の兆しが見られるものの、改善策の効果はいまだ十分ではないことから、有効性・経済性の観点より、貸出施設の利用率を向上させるために、更なる改善策を講じる体制を構築することとされたい。

この点、直近3年の施設の稼働率は、令和3年度が32.4%、令和4年度が47.5%、令和5年度が52.4%となっている。

確かに直近は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、公共施設等の利用は一般的に落ち込んだと言えるが、人流の回復が見られた令和5年度の実績も52%と、平成27年度包括外部監査報告書の意見が前提とした60%前後の稼働率の状況と大きく変わっていないものと思われる。

(意見 2-1-4) 東京ウイメンズプラザの施設の稼働率について

東京ウイメンズプラザにおける貸出施設等の稼働率は、令和3年度が32.4%、令和4年度が47.5%、令和5年度が52.4%となっている。

確かに直近は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、公共施設等の利用は一般的に落ち込んだと言えるが、人流の回復が見られた令和5年度の実績も52.4%と、平成27年度における包括外部監査で意見が付された60%前後の稼働率の状況と大きく変わっていないものと思われる。一方、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルは大きく変化してきている。これらを踏まえると、従来同様の取組だけでは利用者の利便性の観点からは十分とは言えない。

したがって、稼働率の向上のため、利用者に対するアンケートなどにより導入が望ましい設備といったよりきめ細かなニーズを把握し、それに応じた対応や広報の強化を検討されたい。

(3) 相談事業

ア 概要

(ア) 相談事業

東京ウイメンズプラザでは、一般相談（電話及び面接）、特別相談（面接、精神科医及び弁護士）、男性のための悩み相談（電話及び面接）、DV専用相談（電話）、LINE DV相談、多言語によるDV相談という大きく6つの相談業務を実施している。なお、相談事業には、東京ウイメンズプラザ相談員向けのケースカンファレンスと、区市町村相談員向けに外部の専門家を招いて指導・助言を提供するスーパーバイズも含まれる。

相談業務のうち、男性のための悩み相談、LINE DV相談、多言語によるDV相談の通訳については外部業者へ委託し、それ以外については都が直接雇用する相談員が業務に当たっている。

(イ) 相談実績

以下のとおり、相談実績は年々増加傾向にある。東京ウイメンズプラザでは、相談数の増加を受け、令和3年度から電話相談を1回線増（計5回線）したほか、相談体制強化として誰もが相談しやすい体制の整備を目指し、外国語によるDV相談及びLINE DV相談を開始した。また、DV専用ダイヤルも新設している。

表B-2-13 東京ウイメンズプラザ相談事業の対応件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般・DV・多言語	26,274	26,963	29,357
特別相談	102	137	125
男性相談	753	997	1,319
LINE DV相談	1,193	1,091	920
合計	28,322	29,188	31,721

都提供資料より監査人作成

(ウ) スーパーバイズ実績

令和5年度は、区市町村の女性相談支援員等が参加するスーパーバイズを毎月1回開催しており、それぞれの女性相談支援員が担当する困難事例等について、外部専門家からのアドバイスも踏まえた事例検討や意見交換等を行うほか、参加した女性相談支援員同士が相互に情報交換等を実施している。

イ 監査の結果

相談需要が増えている中で、相談需要に適切に対応できる相談体制が整備されているかという観点から、関連書類の閲覧と担当者ヒアリングを実施した。まず、令和5年度の電話応答率を確認したところ、一般相談は22.6%、男性相談は60.7%であった。電話相談事業に関しては、おおむね50%程度の応答率を目標としているとのことであり、一般相談については、目標に比して非常に低い数値となっている。原因としては、スキルの高い相談専門員の新たな確保が困難であること、特定の時間帯への集中、1件当たりの相談時間の長さが挙げられ、抜本的な対策が求められる。

(意見2-15) 一般相談の電話応答率の向上について

一般相談の応答率は、令和5年度でわずか22.6%であり、都民からのニーズに応えられている状況とは言えない。よって、応答率の向上を含む相談業務の質の向上に向けて更なる体制の強化が必要と考える。

応答率の向上には、まずは架電に関する詳細なデータを分析した上で、現状の不足部分を洗い出し、適切な対応を検討することから着手されたい。

(4) 女性活躍推進事業

ア 概要

東京ウイメンズプラザでは、女性活躍推進事業の一環として都民向けに各種セミナーを企画・開催している。令和5年度の実績については、以下のとおりである。

	日付	セミナー名	対象者	参加者数
男性の家事・育児参画促進セミナー	6月17日(土)	「男性の家事・育児 なぜ？いつ？なにをすれば？のヒント」	男性の家事・育児参画についてもっと知りたい方、育児を活用したい方、パパ・ブレイクなど	156名
女性のためのキャリアアップセミナー	9月30日(土) 10月14日(土) 10月15日(日)	リーダーに向けて一歩踏み出すあなたを応援！女性のためのキャリアアップセミナー	リーダー・管理職になることに迷いや不安を感じる女性	計217名

東村山市共催 活躍推進事業	女性	2月3日（土）	「ねばならない」 にとらわれない！ わたしたちの家事 分担」	パートナーとの家 事分担について見 直しににつながるヒ ントが欲しいかな ど、テーマに興味が ある方	69名
働く女性のメンタル ヘルス講演会		3月3日（日）	「ありのままの自 分を認める！折れ ない、折れない「目 分」の育て方」	働いている女性、企 業の人事担当者な どテーマに関心 ある方	324名

イ 監査の結果

セミナーの企画から実施、結果の分析及び次回セミナーへの反映について、PDC Aサイクルが有効に回り、都民のニーズに見合ったセミナーが企画、実施されているのかという観点から、セミナーの企画書や報告書の閲覧及び関連する事項についてヒアリングを実施した。

担当者によると、まずは年度予算を要求し、その後、企画書を作成していることであった。なお、企画書を作成する際には、前回のセミナーの報告書を踏まえ改善点を洗い出すことに留意しているとのことであった。また、実施に当たっては外部業者へ委託し、実施後には委託先に詳細な実施報告書の提出を求めているとのことである。

ここで、実際に令和5年度の企画書を閲覧したところ、セミナー開催の背景や概要、講師の詳細などの記載がある一方、予算の記載や目標参加人数の記載がないことが分かった。この場合、会場や講師の候補といった企画書の内容が予算の範囲内か、目標参加人数を達成する上で十分かといった点について同一の企画書上で検討できず、業務の効率性に課題があると思われる。

（意見2－16） 予算や目標参加人数の記載について

現状において、セミナー企画書には予算の記載や目標参加人数の記載がない。セミナーの企画段階では、既にセミナーごとに予算配分や目標参加人数は設定されているが、当該情報は、企画書とは別の資料に記載されている。

そのため、会場や講師の候補といった企画書の内容が予算の範囲内か、目標参加人数を達成する上で十分かといった点について同一の企画書上で検討できないことは、業務の効率性に改善の余地があると思われる。

したがって、予算や参加人数を企画書に記載することを検討されたい。

（5）災害時対応

ア 概要

東京ウイメンズプラザでは、災害時の来訪者の安全確保など、緊急時の職員の適切、迅速な対応に資するため、「東京ウイメンズプラザ緊急対応の手引き」（以下「手引き」という。）を策定している。手引きには、以下のマニュアルが含まれている。

- （ア）東京ウイメンズプラザ防災マニュアル（火災）
- （イ）東京ウイメンズプラザ防災マニュアル（地震）
- （ウ）傷病事故の対応
- （エ）個人情報等に関する事故の対応
- （オ）土曜・日曜・祝日及び夜間の緊急時対応マニュアル
- （カ）その他
- ・DV加害者等の対応について
- ・窓口等における対応について

また、各マニュアルには伝達・報告図が含まれており、事故等が発生した際の伝達・報告経路が記載されている。

イ 監査の結果

手引きを閲覧し、その改訂状況や訓練への適用状況について担当者にヒアリングを実施した。手引きには緊急時の伝達・報告に資するための伝達・報告図が含まれているが、その日付はそれぞれ以下のとおりであり、連絡先として記載されているのは、当時の所長等の役職者の連絡先となっている。

- ・火災発生時等における対応 平成28年4月1日
- ・事故発生時の伝達・報告図 平成28年4月1日
- ・個人情報等に関する事故発生時の伝達・報告図 平成27年12月1日

（意見2－17）「東京ウイメンズプラザ緊急対応の手引き」の改訂について

「東京ウイメンズプラザ緊急対応の手引き」について、緊急対応時の伝達・報告図に記載されている各連絡先が現在のものでない。記載されている情報が変更された際は、その都度か、都度でないにしても頻度をもって定期的に更新する必要がある。

上記手引きについて、各連絡先の情報を最新のものに更新するとともに、定期的な更新を行う旨及び具体的な更新頻度を手引きの一項目として定めることを検討されたい。

(6) 財産管理

ア 概要

都では、所有する物品の照合について、東京都物品管理規則第42条に「会計管理者は、第6条第2項の規定により定める重要物品について、毎年度3月末日現在の状況を取りまとめ整理しなければならない。」と規定されており、重要物品のみ毎年度末に照合することとしている。ここで、重要物品とは、同規則第6条第2項より「会計管理者は、前項に規定する物品の区分を明らかにするとともに、重要な物品（以下「重要物品」という。）を定めなければならない。」とされており、実際の運用としては、取得価格 100 万円以上の物品を重要物品として取り扱っている。

東京ウイメンズプラザの管理する物品のうち重要物品は総額 34 百万円（帳簿価額）であり、ホール内のピアノ、図書資料室内の絵画、マイクフロアルムなどがある。

また、物品の保管に当たっては、同規則第20条第2項「出納員は、備品の保管に当たっては、当該備品に備品表示票を貼り付け、又は会計管理者が別に定める方法により、必要な表示をしなければならない。」とされている。実際の照合に当たっては、物品と物品に貼付された備品表示票が物品台帳と一致しているかを突合することとなる。

イ 監査の結果

(ア) 物品の照合

東京ウイメンズプラザにおける物品の現物照合について、令和5年度の実施状況を確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

その結果、東京ウイメンズプラザでは、複数の担当者が担当ごとに物品と備品表示票が物品台帳と一致しているかを確認し、最終的には全ての重要物品の突合結果を報告書に取りまとめ、上長まで回覧していた。

(イ) 物品の実在性

物品台帳に登録のある物品について、その実在性及び管理を確かめる観点から、東京ウイメンズプラザに所在する以下5件の現物と物品台帳との整合性を確認した結果、重要物品であるピアノ、絵画及びマイクフロアルムについては、適切に管理されていることを確認した。

しかし、物品のうち移動ラックについては、物品台帳と異なる番号の備品表示票が貼付されていた。

表B-2-14 東京ウイメンズプラザにおいて監査人が手続の対象とした物品等

物品管理番号	品目	取得価格
L01-000671	移動ラック	412, 000
J95-002784	ピアノ	12, 540, 250
J95-002644	絵画	12, 000, 000
J96-003267	マイクフロアルム	1, 305, 800
L01-000037	長机	235, 664

都提供資料より監査人作成

異なる番号の備品表示票が貼付されている理由を担当者に質問したところ、平成13年度に東京ウイメンズプラザの管理・運営が財団法人東京女性財団への委託から都の直営に変更された際、都の管理シールへの貼り替え漏れが生じたためであり、認識はしていたが貼り替えを失念していたとの説明があった。

(指摘2-1) 備品表示票の貼付について

物品台帳と現物との整合性を確認した結果、移動ラックについて物品台帳と異なる番号の備品表示票が貼付されていた。

備品表示票は、東京都物品管理規則第20条第2項に規定されており、全ての物品に正しく貼付される必要があり、今回の発見事項は同規定違反の状態である。また、そもそも備品表示票は現物が物品台帳に登録されたものと同じであることを示すものであり、貼付されていないか、別の番号が貼付されていたりする場合には、不正に流用された場合に発見できないリスクがある。

したがって、早期に正しい備品表示票の貼付を行うとともに、改めて全ての物品について正確な備品表示票が貼付されているか確認されたい。

4 補助・助成事業
(1) 実績報告に係る審査等
ア 概要

都民生活部が有する補助・助成事業のうち、令和5年度の補助金及び助成金の交付決定額と確定額の一覧は、以下のとおりである。

表B-2-15 都民生活部における補助金・助成金の交付決定額・確定額（令和5年度）

事業名	交付決定額 (千円)	確定額 (千円)	執行率 (%)
東京都地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費補助金	50,000	9,583	19.2
多文化キッズコーディネーター設置支援補助金	32,000	7,584	23.7
東京都在外国人支援事業助成金	30,000	25,907	86.4
東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金	30,000	27,035	84.5
配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金	2,000	438	21.9
東京ウイメンズプログラザ配偶者暴力防止等民間活動助成事業助成金	14,000	10,491	74.9
公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金	649,465	519,454	80.0
公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金	183,519	127,138	69.3

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

各補助金については、事業実施後に補助対象団体より実績報告がなされ、都民生活部が審査を行うことにより最終的な補助金の額を確定する。審査は必要に応じて現地調査等を伴うこととされるが、この審査は補助業務の成果が交付決定の内容及び条件に適合するかを確認する重要な手続であり、例えば補助対象外の経費が実績報告に含まれていないかなどについて、十分なチェックが求められる。

つながり創生財団に対する補助金は、「公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金交付要綱」及び「公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金交付要綱」に定められている。

いずれの要綱でも、補助業務が完了した際には実績報告の提出を求め、審査及び必要に応じて現地調査を行った上で補助金の額を確定することを定めている。

また、「東京都補助金等交付規則の施行について」では、実績報告書のみでは判断の資料として不十分な場合は、必要な書類を添付せしめるものとされている。

これらの規定を踏まえ、つながり創生財団からの実績報告を閲覧し、審査の実施について担当者にヒアリングを実施したところ、審査に係るチェックリストやマニュアルは作成されていないとのことであった。また、審査の過程で現地調査を行い、証拠の確認やヒアリング等も実施して確認書を作成しているが、確認書にはつながり創生財団から提出された収支報告書と、同財団が保有する領収書等の証拠記載金額とが一致している旨の記載があるものの、実施した手続きの内容や対象範囲は記載されていないかった。

(意見2-18) 補助金の実績報告に係る審査等について

つながり創生財団に対する補助金に関して、「公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金交付要綱」及び「公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金交付要綱」では補助業務が完了し、実績報告を受けた場合には、審査及び必要に応じて現地調査等を行う旨が定められている。

この点、当該審査に係るチェックリストやマニュアルは作成されておらず、審査の過程で現地調査を行い、証拠の確認やヒアリング等も実施して確認書を作成しているが、確認書にはつながり創生財団から提出された収支報告書と、同財団が保有する領収書等の証拠記載金額とが一致している旨の記載があるものの、実施した手続の内容や対象範囲は記載されていないかった。

実績報告の審査を実効性あるものとする上で、例えば、一定額（割合）以上の支出については証拠を直接確認するなど、具体的な実施手続をあらかじめチェックリストやマニュアルで定めることは有用であると考えられる。また、現地調査に当たっては、実施した手続、範囲及びその結果を残すことで、審査に有用な資料となるだけでなく、将来の審査及び現地調査の際に参照することもできる。

以上の点を踏まえ、補助金の実績報告に係る審査について、チェックリストやマニュアルの整備を行うとともに、現地調査の確認書については記載を充実させることを検討されたい。

Ⅲ 私学部の事業について

(1) 中長期計画な事業計画の策定

ア 概要

私学部は、都内私立学校の振興のため、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法を基本として、以下に示す各種の事務事業を推進している。

- ・私立学校の認可・指導
- ・私立学校教育への助成（経常費補助、保護者負担軽減補助、その他補助）
- ・東京都育英資金（育英資金の貸付・返還事務）

これらの事業を効果的かつ効率的に推進するに当たっては、具体的な数値目標を設定した中長期的な事業計画を策定することが有用である。平成27年度包括外部監査においても以下の意見が付されており、平成30年2月には「包括外部監査の結果に基づき知事等が講じた措置の通知内容」にて、以下に示す措置が講じられていた。

平成27年度包括外部監査報告書

(意見2－36) 中長期的な事業計画の策定とPDCAサイクルによる事業管理について

(中略)

私学部は、中長期的に達成すべき目標水準と、これを達成するための具体的な数値目標を設定した補助事業に関する事業計画を策定した上で、事業計画や長期の見通し等の情報を提供することとされたい。また、私学部は、年度ごとに計画と実績を比較・検討するなど補助事業の実績を評価し、適宜必要な改善策を講ずるためのPDCAサイクルによる事業管理の体制を構築することとされたい。

包括外部監査の結果に基づき知事等が講じた措置の通知内容

(措置の概要)

平成29年度に、私学部としての目標水準を設定した事業計画を策定するとともに、私学財団に情報提供を行った。また、私学部としての事業計画の内容を盛り込んだ生活文化局の中長期計画を平成29年度内に策定する。

平成30年度から、目標に対する進捗状況を年度ごとに評価し、結果を次年度以降の事業に反映していく。また、それらの情報についても、随時私学財団と情報共有していく。

イ 監査の結果

平成27年度包括外部監査の意見に対する措置としては、私学部としての目標水準を設定した事業計画を策定するとともに、目標に対する進捗状況を年度ごとに評価し、結果を次年度以降の事業に反映していくことが定められていた。担当者に措置の実行状況を確認したところ、3か年のアクションプラン（令和5～7年度）を作成して目標水準・計画の進捗を確認しているとのことであった。

表B－3－1 私学部における3か年のアクションプラン（令和5～7年度）

プロジェクト名	取組名	年次計画、課題及び方向性		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
妊娠・出産・子育て 全力応援プロジェクト	私立高等学校等における授業料支援等	支援等の実施、新たに私立中学校授業料支援を開始	支援等の実施	支援等の実施
新たな「東京型教育モデル」推進プロジェクト	私立学校におけるデジタル教育環境整備	経費を補助	経費を補助	経費を補助
新たな「東京型教育モデル」推進プロジェクト	体験活動の充実（私立学校分）	チームビルディング系の体験や他者理解・共生社会を育む体験等、各学校における体験活動の機会を提供	継続実施	継続実施
[GLOBAL Student]プロジェクト	海外留学支援 ※都による留学支援	1,461人 (都立・私立高校、都立産技高専、都立大)	1,443人 (都立・私立高校、都立産技高専、都立大)	1,345人 (都立・私立高校、都立産技高専、都立大)
[GLOBAL Student]プロジェクト	私立高等学校海外留学推進補助等	補助等の実施	補助等の実施	補助等の実施
学校や社会全体で子供を支えるプロジェクト	私立高等学校等における授業料支援等	支援等の実施、新たに私立中学校授業料支援を開始	支援等の実施	支援等の実施
耐震化徹底プロジェクト	私立学校等の耐震化	経費を補助	経費を補助	経費を補助
TOKYO Data Highwayプロジェクト	私立学校におけるデジタル教育環境整備	経費を補助	経費を補助	経費を補助
都庁デジタルガバメントプロジェクト	私立高等学校等就学支援金の申請手続等の電子化	電子申請開始・運用	システムを運用	システムを運用
夢に向かって羽ばたける土壌づくりプロジェクト	海外留学支援 ※都による留学支援	1,461人 (都立・私立高校、都立産技高専、都立大)	1,443人 (都立・私立高校、都立産技高専、都立大)	1,345人 (都立・私立高校、都立産技高専、都立大)

都提供資料より監査人作成

担当者によれば、この3か年のアクションプランは、私学部としての目標水準を設定した中長期的な事業計画に該当するものであり、私学部の実施する事業のうち、学校規模等に応じて運営費の補助を行う経常費補助や、学校設置者からの申請や届出に基づいて認可等の事務処理を行う事業など、目標を設定した進捗管理には馴染まない事業を除いて策定したとのことであった。

なお、平成27年度包括外部監査の意見に対する措置としては、目標に対する進捗状況を年度ごとに評価する必要があるが、アクションプランでは「支援等の実施」や「経費を補助」といった簡易な記載となっている。

（意見3-1）私学部全体としての中長期的な事業計画の策定について

私学部は、都内私立学校の振興のため、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法を基本として、各種の事務事業を推進しているが、事業の効果的かつ効率的な推進に当たっては、具体的な数値目標を設定した中長期的な事業計画を策定することが有用である。平成27年度包括外部監査の意見に対する措置でも、私学部としての目標水準を設定した事業計画を策定し、目標に対する進捗状況を年度ごとに評価して結果を次年度以降の事業に反映していくとされていた。

担当者によれば、中長期的な事業計画として3か年のアクションプラン（令和5～7年度）を作成して目標水準・計画の進捗を確認しているとのことだが、アクションプランでは「支援等の実施」や「経費を補助」といった簡易な記載であることに加えて、全ての事業が掲げられているわけではない。

目標管理を行うことで継続的な事業の改善につながり、ひいては都内私立学校の振興に資するため、アクションプランに掲げる事業をはじめとして、その他の事業についても可能な限りで具体的な数値目標を設定して、進捗状況の評価や改善ができるように中長期的にPDCAサイクルを回す仕組みを強化されたい。

（2）学校法人に対する現地指導・調査 ア 概要

私学部では、私立学校の経理の合理化及び会計処理の適正化を図るため、昭和48年度から学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）による会計処理を全面適用し、現地指導を行っている。当該現地指導は、主として私立学校振興助成法第12条を根拠として実施するものであり、私学部では主に都が補助金を交付する学校法人に対する現地調査と同時に実施している。

イ 監査の結果

学校法人会計基準の現地指導及び都が補助を交付する学校法人に対する現地調査については、定期的な指導・調査の対象とする母集団が限定的であることに加え、実施計画（実施スケジュール、件数等を含む）に関する明文化されたルールがなく、実務上の慣習に従って各年度の実施対象が決定されていた。

（ア）現地指導・調査の対象

私学部が経常費補助金を交付した学校法人（令和5年度においては607法人）のうち、数年間で一巡予定とする定期的な現地指導・調査を行う対象とされていたのは、小中高を設置して大学等は設置しない都所轄法人（123法人）のみであった。担当者によれば、大学等を設置する国所轄法人（105法人）は、法令等で計算書類に公認会計士又は監査法人による監査報告書の添付が求められていること、幼稚園のみを設置する学校法人（379法人）は相対的に規模が小さいことなどから、限られた職員で現地指導・調査を行うために、定期的に行う対象を限定しているとのことであった。

（イ）現地指導・調査の実施計画

現地指導・調査の実施計画（実施方針、スケジュール、件数を含む）については、明文化されたルールがなく、定期的な指導・調査の対象である小中高を設置して大学等は設置しない都所轄法人については、おおむね3年から5年で現地指導・調査を一巡するとの説明であった。しかし、一巡させるための実施スケジュールが作成されておらず、実態としては長期にわたって実施していない法人もあった。

また、過去の実績は以下のとおりであり、年度ごとに実施件数が異なっていた。幼稚園のみを設置する学校法人については、数年間で一巡予定とする定期的な指導・調査の対象ではないものの、必要に応じて指導・調査を実施している状況であった。

表B－3－2 現地指導・調査の実績（都所轄法人）

（単位：法人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小中高設置	40	38	26	14	3
幼のみ設置	20	20	20	4	49
合計	60	58	46	18	52

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小中高設置	0	0	30	25
幼のみ設置	0	0	19	17
合計	0	0	49	42

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度及び令和 3 年度は実施せず。

都提供資料より監査人作成

（意見 3－2） 学校法人に対する現地指導・調査の実施状況について

私学部では、私立学校の経理の合理化及び会計処理の適正化を図るため、昭和 48 年度から学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）による会計処理を全面適用し、主に私学部が補助金を交付する学校法人に対する現地調査と同時に現地指導を行っている。

当該指導・調査については、定期的に指導・調査を行う対象が限定的であることに加え、実施計画に関する明文化されたルールがなく、実務上の慣習に従って当年度の実施対象を決定している状況であった。具体的には、幼稚園のみを設置する学校法人と大学等を設置する国所轄法人は、数年間で一巡予定とする定期的な指導・調査の対象から除かれていた。また、定期的に行う対象である小中高を設置して大学等は設置しない都所轄法人についても、数年間で一巡させるスケジュールは作成しておらず、結果として実施件数は年度ごとに異なっていた。

現地指導・調査は、私立学校の業務、財産の状況、帳簿などについて検査を行う重要な取組である。また、特に幼稚園のみを設置する学校法人の場合、規模が小さいために会計処理や補助金業務等を行う人員体制が十分でない可能性があり、管理が不十分であっても看過されるリスクがある。

以上のことから、現地指導・調査の実効性を担保するため、定期的な指導・調査の対象とする母集団の妥当性について慎重に検討した上で、指導・調査対象ごとの実施方針（定期的に実施するか否かを含む）、スケジュール、件数などを定めた実施計画を策定することを検討されたい。

（3）多額の不用額が生じた補助事業
ア 概要

補助事業ごとに令和 5 年度予算額（当初・最終補正）と決算額を比較したところ、以下に示す事業では不用額が多額に生じている。

表B－3－3 令和 5 年度における不用額（一部事業のみ）

（単位：百万円）

	予算額	決算額	不用額	
			金額	割合
私立高等学校等就学支援金	23,356	19,407	3,949	16.9%
私立学校安全対策学支援金				
私立学校安全対策促進事業費補助	当初：3,996 補正：2,849	1,888	対当初：2,108 対補正：960	対当初：52.7% 対補正：33.7%

（注）四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

都提供資料より監査人作成

各補助事業の概要については、以下のとおりである。

（ア）私立高等学校等就学支援金

私立高等学校等就学支援金は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、都内の私立高等学校等の生徒に対し、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を助成するものである。

平成 29 年度からは、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も継続して授業料の助成を行う私立高等学校等学び直し支援金を実施している。令和 2 年度からは、高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒の授業料を軽減する制度として私立高等学校等専攻科支援金を実施している。令和 5 年度からは家計が急変した世帯も対象としている。

なお、高等学校等就学支援金、学び直し支援金及び専攻科支援金は学校設置者が代理受領する。

（イ）私立学校安全対策促進事業費補助

私立学校安全対策促進事業費補助は、園児・児童・生徒の学習環境の安全強化を図るため、私立学校における校舎等の耐震診断、耐震化工事（非構造部材の耐震対策工事を含む）及びアスベスト対策工事に要する経費の一部を補助するものである。

令和 3 年度からは、体育館における空調設備設置工事に要する経費等の一部

も補助しており、令和4年度からは送迎バス等への安全装置の設置等について補助している。また、令和5年度からは災害時における非常用食品の整備に要する費用を補助している。

イ 監査の結果

(ア) 私立高等学校等就学支援金

私立高等学校等就学支援金については、令和5年度の予算額23,356百万円に對して決算額が19,407百万円で3,949百万円の不用額が生じており、内訳は以下のとおりである。

表B－3－4 「私立高等学校等就学支援金」令和5年度予算額の内訳

	推定認定者数 (人)	予算額 (百万円)	決算額 (百万円)	不用額 (百万円)
基準額分	94,850	11,268	9,251	2,017
加算分	44,550	12,349	10,153	2,196
学校による授業料の 減免見込	1,600	△633	-	△633
家計急変世帯見込	940	372	3	369

都提供資料より監査人作成

「基準額分」と「加算分」については、特に予算額と決算額の差異が大きいため、その理由を確認したところ、以下のとおり認定者数の推定値と実績値との乖離による影響が大きかった。令和5年度においては、基準額分で15,422人、加算分で6,453人の乖離が生じていた。

表B－3－5 生徒数と認定者数の経年推移（推定値と実績の比較）

（単位：人）

	認定者数			
	基準額分		加算分	
	推定値	実績	推定値	実績
令和2年度	97,900	85,273	12,627	47,100
令和3年度	95,400	84,264	11,136	43,598
令和4年度	95,600	83,039	12,561	45,410
令和5年度	94,850	79,428	15,422	44,550

都提供資料より監査人作成

予算策定時と決算時の認定者数が乖離する原因を明らかにするため、令和5年度の認定者数の推定値の算出方法を確認したところ、算出方法は以下のとおりであった。

a 基準額分の算出方法

① 予算要求時の直近年度である令和3年度の情報を基に、「認定者数実績93,693人÷生徒数実績186,394人」の算式により、推定認定率（50.3％）を算出する。

② 令和5年度の生徒数推定値188,351人を基に、これに①で算出した推定認定率を乗じ、認定者数の推定値（94,850人※）を算出する。

b 加算分の算出方法

③ 令和3年度の情報を基に、「住民税基準額未滿の認定者数実績44,036人÷認定者数実績93,693人」の算式により、加算分の推定認定率（47.0％）を算出する。

④ 令和5年度の認定者数の推定値（②で算出した94,850人）に、③で算出した推定認定率を乗じ、認定者数の推定値（44,550人※）を算出する。
※ 学種ごとに端数処理の計算を行うため、当該人数になる。

ここで、算出方法のうち、基準額分の推定認定率の計算において令和3年度の認定者数実績には93,693人という数値を用いており、当該推定認定率の計算結果が基準額分及び加算分の認定者数の推定値に影響しているが、この認定者数（93,693人）は、私立高等学校等就学支援金を令和3年度のうち一定期間でも支給した場合は1名として計算した数値とのことであった。一方で、表B－3－5にも示すように、国に提出する実績報告書を基に「年間支給延べ人数÷12」で算出した場合の認定者数実績は84,264人であり、現状の認定者数の推定値との間に9,429人の差異が生じている。

なお、生徒数については推定値188,351人に対して実績187,638人であり、差異は713人（差異の割合：0.4％程度）とほぼ見込みどおりであった。

（意見3－3）私立高等学校等就学支援金の不用額の発生について

私立高等学校等就学支援金事業では、都内の私立高等学校等の生徒に対し、高等学校等就学支援金として、授業料について一定額を助成している。私立高等学校等就学支援金の令和5年度の予算額と決算額を比較したところ、金額的影響の大きい基準額分と加算分で合計4,213百万円の不用額が生じていたため、不用額が生じた主な理由を確認したところ、認定者数の推定値と実績値の乖離による影響が大きかったことが原因であった（基準額分：推定値94,850人に対して実

績 79,428 人、加算分：推定値 44,550 人に対して実績 38,097 人）。そこで、予算策定時と決算時の認定者数が乖離する原因を明らかにするため、令和 5 年度の認定者数の推定値の算出方法を確認したところ、基準額分については令和 3 年度の実績に基づく推定認定率（認定者数実績÷生徒数実績、50.3%）に、令和 5 年度の生徒数推定値 188,351 人を用いて算出されており、加算分の認定者数の推定値は、基準額分の計算結果を基に算出されていた。

ここで、推定認定率の分子である認定者数実績については、令和 3 年度の実績 93,693 人を用いているが、この認定者数実績は、私立高等学校等就学支援金を令和 3 年度のうち一定期間でも支給した場合には 1 名として計算した数値であった。

一方で、「年間支給延べ月数÷12 か月」で算出した割合を勘案して計算した場合の認定者数実績は 84,264 人であり、9,429 人の差異が生じていた。

私立高等学校等就学支援金の予算額を算出する際に用いる認定者数実績について、一定期間でも就学支援金を支給した場合は 1 名として計算した場合、予算額が支給の実態よりも過大に計上されるおそれがある。認定者数実績の算定に当たっては、例えば年度のうち 6 か月間のみの支給であれば 0.5 人分とカウントするなど、支給月数に基づく係数を乗じて算出することを検討されたい。

(イ) 私立学校安全対策促進事業費補助

令和 5 年度の私立学校安全対策促進事業費補助の内訳は以下のとおりである。

表 B－3－6 令和 5 年度私立学校安全対策促進事業費補助の不用額内訳

(単位：百万円)

	当初 予算額	決算額	不用額	
			金額	割合
耐震工事	1,884	246	1,638	87%
耐震改築工事	1,651	4	1,647	100%
耐震補強工事	233	234	△1	0%
耐震診断	0	9	△9	－
促進啓発	7	2	5	68%
アスベスト	57	11	45	80%
非構造部材耐震対策	246	372	△126	△51%
空調設備設置工事	117	117	0	0%
PCR 検査	0	2	△2	－
送迎バス	1,271	910	361	28%
防災力向上（非常用）	414	228	187	45%

(注) 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

都提供資料より監査人作成

当事業のうち最も不用額が多い「耐震工事」に着目すると、不用額が多額に発生した理由は、令和 5 年度耐震工事の予定棟数 19 棟に対して実績は 2 棟と大幅に減少しているためであった。過去 5 年度の耐震工事の予算及び実績は以下に示すとおりであり、各年度において多額の不用額が生じている。

表 B－3－7 耐震工事の棟数と金額の経年推移（予定と実績の比較）

(耐震改築・補強工事) ※事務費を除く

	棟数（棟）			金額（百万円）			
	予定	実績	差異	予算額	決算額	不用額	不用割合
平成30年度	61	31	30	5,182	905	4,277	83%
令和元年度	68	20	48	4,182	975	3,207	77%
令和2年度	47	16	31	3,483	740	2,743	79%
令和3年度	20	15	5	2,617	1,026	1,590	61%
令和4年度	23	11	12	2,323	410	1,913	82%
令和5年度	19	2	17	1,882	236	1,646	87%

(注) 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

都提供資料より監査人作成

耐震工事について、予定棟数に対して実績が大幅に減少した理由について担当者にヒアリングを実施したところ、予定棟数は各学校の耐震改修状況等を調査し、耐震工事を実施予定とした学校を基に決められた単価を乗じて計上しているが、資材価格の高騰（輸入価格の高騰や円安等によるもの）や学校法人の資金収支状況の変化等の影響を受けて、多額の経費を要する耐震工事は見送られてしまったとのことであった。また、耐震改修状況等の調査の回答とヒアリングに基づいて予算を積算しているものの、当該ヒアリングでは学校側での予算措置の状況や中長期的な資金繰りの計画など、資金面から実施の蓋然性を検討するための項目については確認していないとのことであった。

(意見 3－4) 私立学校安全対策促進事業費補助の不用額の発生について

私立学校安全対策促進事業費補助事業では、園児・児童・生徒の学習環境の安全強化を図るため、私立学校における校舎等の耐震化工事に要する経費の一部を補助している。当事業のうち耐震改築・補強工事について、令和 5 年度の予算額（当初予算）1,882 百万円と決算額 236 百万円を比較したところ、1,646 百万円の不用額が生じていた。

不用額が多額に発生した理由は、令和 5 年度耐震工事の予定棟数 19 棟に対して実績は 2 棟と大幅に減少しているためであった。過去 5 年度もあわせて確認

したところ、当初予算に対して多額の不用額（1,590百万円～4,277百万円）が発生しており、不用割合も61%から87%と高い傾向が続いている。

予算の算定に当たっては、耐震改修状況等の調査結果に基づいて各学校にヒアリングを実施していることだが、結果的に多額の不用額及び不用割合が生じている現状に鑑みると、ヒアリングの内容には改善の余地がある。ヒアリングにおいては、学校側における予算措置の状況や中長期的な資金繰りの計画など、資金面から実施の蓋然性を検討するための項目も十分に確認すること、耐震工事の実施可能性について慎重に検討されたい。

（４）補助金の執行における流用手続

ア 概要

（ア）私立高等学校等奨学給付金事業費補助

私立高等学校等奨学給付金事業費補助とは、授業料以外の教育費負担が大きい私立高等学校等の生徒を持つ低所得者層の世帯について、その費用負担の軽減を図るため、私学財団が実施する「私立高等学校等奨学給付金助成事業」に対し補助を行う事業であり、令和２年度からは家計が急変した世帯も対象としている。

令和５年度の事業費と事務費の内訳は以下のとおりであり、事務費については交付申請額（132百万円）を上回る実績額（152百万円）が生じていた。

表Ｂ－３－８ 令和５年度私立高等学校等奨学給付金事業費補助の内訳

事業費			事務費		
交付申請	実績	差額	交付申請	実績	差額
1,444	1,048	396	132	152	△20

都提供資料より監査人作成

（イ）私立中学校等特別奨学金補助

私立中学校等特別奨学金補助では、都内に居住する都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者に年額10万円まで助成している私学財団の「私立中学校等授業料軽減助成金事業」に対して補助を行っている。なお、令和６年度からは所得制限を撤廃している。

令和５年度の事業費と事務費の内訳は、以下のとおりである。

表Ｂ－３－９ 「令和５年度私立中学校等特別奨学金補助の内訳」

事業費			事務費		
交付申請	実績	差額	交付申請	実績	差額
3,600	1,439	2,161	400	388	12

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

（ア）私立高等学校等奨学給付金事業費補助における事務費

私立高等学校等奨学給付金事業費補助の事務費について、実績額が交付申請額を上回った主な理由は、以下のとおりである。

表Ｂ－３－１０ 交付申請額と実績額を比較した場合の主な増減理由
(単位：百万円)

性質別内訳	交付申請	実績	差額	主な増減理由
維持費	60	89	△29	令和６年度所得制限撤廃に向けたシステム改修等による経費増
交付実績人数に基づく経費	12	7	5	郵送関係・振込費用等の実績減
当初想定規模に基づく費用	55	50	5	不測の事態に対応するための追加契約を行わなかったため
その他の費用	5	6	△1	
合計	132	152	△20	

都提供資料より監査人作成

なお、私立高等学校等奨学給付金交付要綱によれば、交付決定内容の変更については、以下のとおり定められている。

私立高等学校等奨学給付金交付要綱

第７ 交付決定内容の変更

- 申請者は、第６の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第２号様式）を提出しなければならない。
- 知事は、１に規定する変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

担当者によれば、事業費と事務費間の流用を行っても補助金額の総額は変わらず、補助事業の目的・内容は変わっていないため、軽微な変更であって、変更交付申請が必要であるとは認識していないとのことであった。

(イ) 私立中学校等特別奨学金補助における事務費

私立中学校等特別奨学金補助の場合、事務費の実績額（総額）では交付申請額を上回らないものの、事務費の費目別内訳では、委託費について実績額（282 百万円）が交付申請額（215 百万円）を上回っていた。

表B－3－1 1 事務費の費目別内訳

項目	交付申請	実績	差額
旅費・交通費	0	0	0
通信運搬費	5	5	0
消耗品費	40	23	17
印刷製本費	5	3	3
光熱水費	1	0	0
賃借料等	68	46	0
租税公課	0	0	22
委託費	215	282	△67
審査・コール業務費	108	174	△66
事務所移転費用	0	21	△21
事務所移転工事費用	0	35	△35
システム構築費	98	39	59
その他	9	12	△3
雑支出	29	28	1
人件費	35	-	35
合計	400	388	12

(注) 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

都提供資料より監査人作成

私立中学校等特別奨学金補助における事務費について、交付申請額と実績額を比較した場合の主な増減理由は、以下のとおりである。

表B－3－1 2 交付申請額と実績額を比較した場合の主な増減理由

(単位：百万円)

性質別内訳	交付申請	実績	差額	主な増減理由
初度・維持経費	210	176	35	都からのあっせん物品の利用等による経費削減
交付実績人数に基づく費用	12	5	7	郵送関係・振込費用等の実績減
当初想定規模に基づく費用	112	178	△66	コールセンターの前倒し開設、申請期間延長対応、事業内容の精査に伴う審査業務等の増加等による審査・コール業務の経費増
その他	65	28	37	有給都派職員の措置等による人件費減
合計	400	388	12	

(注) 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。

都提供資料より監査人作成

なお、私立中学校等特別奨学金交付要綱によれば、交付決定内容の変更については、以下のとおり定められている。

私立中学校等特別奨学金交付要綱

第7 交付決定内容の変更

- 財団は、第6の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。
- 知事は、1に規定する変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

担当者によれば、事務費内訳の費目間の流用を行っても補助金額の総額は変わらず、補助事業の目的・内容は変わっていないため、軽微な変更であって、変更交付申請が必要であるとは認識していないとのことであった。

(意見 3－5) 事業費・事務費の執行における流用手続について

私立高等学校等奨学給付金事業費補助では、令和 5 年度の事務費について、交付申請額 (132 百万円) を上回る実績額 (152 百万円) が生じており、事業費から充当されていた。私立中学校等特別奨学金補助では、事務費のうち委託費について、実績額 (282 百万円) が交付申請額 (215 百万円) を上回っていた。

ここで、いずれの補助についても交付要綱において、交付決定内容を変更しようとするときは、申請者は変更交付申請書を提出し、知事は当該申請書の内容を審査の上で交付の可否を決定することが定められている。一方、担当者によれば、当該流用を行っても補助金額の総額は変わらず、補助事業の目的・内容は変わっていないため、軽微な変更として変更交付申請は不要とのことであった。しかし、「軽微な変更」については金額による判断基準が設けられていないため、担当者によって解釈に違いが生じる可能性がある。

交付申請時に予定していた補助事業の実施を担保するとともに不要な経費の支出を防ぐため、変更交付申請を行う必要のない「軽微な変更」について、一定金額又は一定割合以下という金額基準を定めて明文化し、質的な側面のみならず金額面からも検討されたい。

(5) 私学財団に対する補助事業に係る検査

ア 概要

私学財団は、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の負担軽減、経営の健全化等を図るために、以下の私立学校教育助成を実施している。

種類	内容
経常費補助	私立学校振興助成法に基づき、私立の幼・小・中・高 (全日・定時)・特別支援・通信制に対し経常費補助を行う。
保護者負担軽減	保護者の経済的負担の軽減を目的とする助成を行う。
その他補助	学校施設設備に関する補助等、各種補助を行う。

私学部が行う助成には、私学財団に対する補助事業が多くあるが、形態としては、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と、私学財団を最終的な交付先とする補助事業の 2 種類がある。いずれの形態についても、私学部が私学財団からの提出書類を審査した上で私学財団に交付するが、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業では、最終的な交付先である学校からの提出書類を私学財団が審査しているのに対し、私学財団を最終的な交付先とする補助事業では、最終的な交付先である私学財団からの提出書類を私学部が初めて審査する立場にある。

私学部では、私学財団に対する補助事業について、公益財団法人東京都私学財団検査基本計画 (以下「検査基本計画」という。) を策定し、検査を実施している。検査計画の内容は表 B－3－1 3 のとおりであり、令和 5 年度における検査の概要は表 B－3－1 4 のとおりである。

表 B－3－1 3 私学部による私学財団の実施する事業に対する検査の内容

検査目的	私学財団が、交付先からの提出書類を適正に審査した上で助成金を交付していることを確認することで、適正な事業執行を担保する。また、財団が締結した契約が適正に実施されていること及び購入した物品が適正に管理されていることを確認する。
検査対象年度	原則として前年度分
検査対象	(1) 財団が東京都から経費補助を受けて執行した助成事業 (2) 財団が東京都から補助を受けた事務費で締結した契約及び購入した物品
検査内容	検査対象 (1) (2) の区分に応じ、以下の点を確認 (1) 財団が、財団の各交付要綱に則り、交付先からの提出書類を適正に審査した上で助成金を交付していること (2) 財団が、公益財団法人東京都私学財団財務規程に則り、契約を適正に行っていること及び物品を適正に管理していること
検査項目 (毎年度検査する項目)	(1) 補助事業 ア 私立高等学校等授業料軽減助成金事業 イ 私立高等学校等奨学給付金事業 (2) 契約・物品等 エ 財団が、東京都から補助を受けた事務費で締結した契約及び購入した物品等

検査項目 (各年度で定める項目)	【事業の選定基準】 ① 財団の新規事業のうち東京都から経費補助を受けているもの ② 財団が東京都から新規受託した事業 ③ ①、②以外の財団事業のうち制度改正初年度のもの (軽微な改正を除く) ④ 過去 5 年検査対象になっていない事業 ⑤ その他私学部が指定する事業 【交付先の選定基準】 ① 交付金額の大きい交付先 ② その他私学部が指定する交付先
事前提出する資料	検査対象事業に係る要綱、審査用チェックリスト、その他私学部が指定する資料
検査する書類	原則として検査対象事業の意思決定に係る書類一式とし、必要に応じてその他の資料 (審査に当たり参考とした資料等)
物品検査	現品照合を行う

表B－3－1 4 令和5年度における私学財団検査の概要

検査日時	令和6年1月19日（金） 午前10時00分から午後4時30分まで
検査事項	(1) 毎年度検査する項目 ア 補助事業（私立高等学校等授業料軽減助成金／奨学給付金事業） ・特別申請案件がある2校（各校20件程度） ・奨学給付金申請を含む案件を半数程度含む イ 契約・物品等（私立高等学校等授業料軽減助成金／奨学給付金事業、計4件） (ア) 最高額案件（リース契約・購入物品、各1件） (イ) (ア) と対象が異なる案件（リース契約・購入物品、各1件） (ウ) 現物照合（台帳記載の全件） (2) 各年度で定める項目 ア 私立高等学校新入生端末整備費助成事業（令和4年度新規事業）：交付金額等が大きい案件4件 イ 私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業（令和4年度制度改正：補助率の変更） (ア) 空調設備導入費助成のうち交付金額等が大きい案件3件（大規模工事に係る案件1件含む） (イ) LED等導入費助成のうち交付金額等が大きい案件3件
指図書事項等	なし 都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 検査基本計画の目的及び検査対象

私学部では、私学財団に対する補助事業について、検査基本計画に基づいて検査を実施している。検査の対象について担当者に確認したところ、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と、私学財団を最終的な交付先とする補助事業のいずれの形態についても対象に含んでいるとのことであった。一方で、検査基本計画の「検査目的」及び「検査対象」は表B－3－1 3のとおりであり、検査の対象について、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業に限定しているように読める。そのため、担当者の交代などで引き継ぎが十分にされない場合に、本来であれば検査の対象に含めるべき私学財団を最終的な交付先とする補助事業が対象から除かれてしまうおそれがある。

したがって、検査基本計画の検査目的及び検査対象について、私学財団を最終的な交付先とする補助事業を含むことを明確にすべきと考える。

(意見3－6) 検査基本計画の目的及び検査対象の明確化について
私学部では、公益財団法人東京都私学財団検査基本計画（以下「検査基本計画」という。）に基づいて私学財団に対する補助事業の検査を実施している。

私学財団に対する補助事業の形態には、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と、私学財団を最終的な交付先とする補助事業があるが、いずれの形態についても検査の対象としているとのことである。一方で、検査基本計画における検査目的及び検査対象によれば、検査の対象について、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業に限定しているように読める。

したがって、私学財団を最終的な交付先とする補助事業も検査の対象であることが明確になるよう、検査基本計画の検査目的及び検査対象を見直されたい。

(イ) 検査する事業選定

私学部では、検査基本計画に基づき私学財団に対する補助事業について検査を実施しており、各年度で検査する「事業の選定基準」及び「交付先の選定基準」として、表B－3－1 3における「検査項目（各年度で定める項目）」の内容が定められている。

ここで、検査する事業の選定について、選定過程が記された文書「令和5年度財団検査対象事業について」を確認したところ、当該事業の選定基準を基に選定しているものの、以下の14事業は、基準の一つに定められている「過去5年検査対象になっていない事業」に該当するが、令和5年度の検査対象に含まれていなかった。

担当者によれば、過去5年検査対象とされていない事業が14事業あることについて、当該事業の選定基準に示された5項目は、検査する事業を選定するための目安であること、検査を実施できる期間が限られていること、各事業についてチェックリスト等を基に適切に審査が実施されており誤謬も見られないことから、新規事業や制度改正のあった事業を優先的に選定したとのことであった。

表B－3－1 5 過去5年検査対象になっていない事業

内容	事業名
(1) 施設設備資金及び運営資金の長期低利な融資	・振興資金融資事業（※）
(2) 教育環境等の改善・充実のための助成	・私立専修学校教育環境整備費助成事業 ・私立専修学校等耐震化事業費助成事業 ・私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業 ・私立学校耐震化普及啓発事業 ・私立学校外国語指導助手活用事業費助成事業 ・私立学校教員海外派遣研修事業費助成事業 ・私立高等学校外部検定試験料助成事業

(3) 都民の教育費負担を軽減するための融資及び助成	・入学支度金貸付資金融資事業 ・私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励助成事業 ・東京都育英資金貸付事業 ・私立高等学校海外留学推進助成事業
(4) 教職員の退職金支給に必要資金の交付	・教職員退職資金事業 (※)
(5) 教職員に対する研修会及び公開講座の企画及び実施	・教職員研修事業 (※)

(注) 表中の (※) は、私学財団を最終的な交付先とする補助事業である。

都提供資料より監査人作成

また、私学財団を最終的な交付先とする補助事業については、検査基本計画における各年度で定める項目に該当すると整理されているが、表B-3-15に示すとおり、いずれも過去5年検査対象になっていない事業に含まれている。

しかし、私学財団を最終的な交付先とする補助事業は、私学財団が補助金を直接使用し、私学財団からの提出書類を私学財団が初めて審査する立場にあることからすれば、私学財団が提出書類の審査を行う立場にある私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と同程度の検査では十分とは言えず、当該立場としての説明責任を果たせるように毎年度検査を実施する必要があると考える。

(意見3-7) 検査対象の選定方法の適切性及び内容・件数の十分性について私学部では、公益財団法人東京都私学財団検査基本計画（以下「検査基本計画」という。）に基づき私学財団に対する補助事業について検査を実施している。

検査基本計画では、各年度で検査する「事業の選定基準」の一つに「過去5年検査対象になっていない事業」を定めているが、該当する事業を選定したことは過年度を含めて一度もなく、令和5年度時点において、そのような事業が14事業存在した。検査基本計画で選定基準として定めている以上、過年度から一度も選定されていない状況は当該計画に沿った運用が実施されているとは言いがたく、長期にわたって検査が実施されなければ、誤りが生じるリスクも増大する。

また、過去5年検査対象になっていない事業には私学財団を最終的な交付先とする補助事業が含まれるが、私学財団が補助金を直接使用し、私学財団からの提出書類を私学財団が初めて審査する立場にあることからすれば、私学財団が提出書類の審査を行う立場にある私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と同程度の検査では十分とは言えず、当該立場としての説明責任を果たせるように毎年度検査を実施する必要があると考える。

したがって、「事業の選定基準」に則した運用がなされるように、検査件数の

十分性や対象選定の適切性について検討するとともに、必要に応じて選定基準を見直されたい。また、私学財団を最終的な交付先とする補助事業を、毎年度検査する補助事業に含めるように検査基本計画を見直されたい。

(ウ) 検査内容

私学部では、私学財団に対する補助事業について、検査基本計画に基づいて検査を実施しており、担当者によれば、私学財団を最終的な交付先とする補助事業についても検査の対象に含んでいるとのことであった。一方で、検査基本計画の「検査内容」は表B-3-13のとおりであり、検査内容について、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業の内容に限定しているように読める。したがって、検査基本計画の検査内容について、私学財団を最終的な交付先とする補助事業を含むことを明確にすべきと考える。

また、私学部は、私学財団に対する補助事業について、検査基本計画に基づく検査項目チェックリストを活用して検査を行っているが、チェックリストには手続や書類などの確認に関する項目はあるものの、「財団が、東京都から補助を受けた事務費で締結した契約及び購入した物品等」の確認に係る項目を除いて、金額の確認に関する項目がなかった。担当者によれば、金額の適切性や支出内容の妥当性の確認は、過年度から実施していないとのことである。しかし、当該検査が補助事業の検査であることを踏まえると、手続や書類などの確認だけでは十分でなく、金額の適切性や支出内容の妥当性についても証拠類を基に確認することが必要と考える。

なお、私学財団に対する補助事業のうち、私学財団を最終的な交付先とする補助事業については、私学財団が補助金を直接使用し、私学財団からの提出書類を都が初めて審査する立場にあることから、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業と同程度の検査では十分とは言えず、当該立場としての説明責任を果たせるような検査内容を定める必要があると考える。

(意見3-8) 検査基本計画に基づく検査内容の妥当性について

私学部では、公益財団法人東京都私学財団検査基本計画（以下「検査基本計画」という。）に基づいて私学財団に対する補助事業の検査を実施しており、検査の対象には、私学財団を最終的な交付先とする補助事業も含んでいることだが、検査基本計画における検査内容によれば、私学財団を通じて学校を交付先とする補助事業に限定しているように読める。

また、私学部は、検査基本計画に基づき検査項目チェックリストを活用して検査を行っているが、チェックリストには「財団が、東京都から補助を受けた事務費で締結した契約及び購入した物品等」の確認に係る項目を除いて、金額の確認